

議案第14号

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年
条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更に伴い、富士見都市計画特定環境保全
公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96
条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の
一部を改正する条例

富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年
条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

第五負担区	大字鶴馬字大沼の一部 大字上南畑字蛇木、同字申塚、同字下 田、同字九反所、同字池田の各一部 山室一丁目の一部	19.3へ クター ル	1平方メートル 当たり510円
-------	---	-------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。